

令和 5 年 1 月 総会議事録

日 時 令和 5 年 1 月 26 日 (木)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和 5 年 1 月 26 日 (木)
午前 9 時 30 分開会 午前 10 時 25 分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町 1 番地
豊橋市役所 東 85 会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
 - 議案第 73 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 74 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 75 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 76 号 農用地利用集積計画について
 - 議案第 77 号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第 78 号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第 79 号 非農地証明 (遊休農地) について
 - 議案第 80 号 令和 4 年 慶弔費の収支決算について
 - 議案第 81 号 豊橋市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員の互選について
 - (2) 報告
 - 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第 3 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による報告確認について
 - 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
 - 報告第 5 号 農地法第 43 条第 1 項の規定による届出について
 - 報告第 6 号 農地基本台帳の登載について
- 4 その他
 - (1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 池田 和浩	2 番 石橋 正通	3 番 太田由美子
4 番 加藤 正雄	5 番 河合 孝子	6 番 河根 規雄
7 番 小林 澄夫	8 番 小林 尚美	10 番 酒井 保
11 番 陶山 哲	13 番 高部 宏生	15 番 彦坂 幸
16 番 日向 勉	18 番 藤城ひろみ	20 番 前田 裕子
21 番 松井 耕治	22 番 水野 敏久	23 番 村松 桂子
24 番 村松 史子		

6 欠席委員 9 番 近藤 好幸

7 職務のため出席した者

農業委員会事務局 4 名 農業企画課 1 名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。
 ただ今から豊橋市農業委員会 1 月総会を開会いたします。
 池田職務代理者、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、総会を始めます。
 「農業委員会等に関する法律」第 5 条第 5 項の規定に基づき、
 近藤会長の代理として、私が議長を務めさせていただきますので、
 よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から出席委員を別添
 「出席者名簿」のとおりとし、進行していきますので、願います。

議席番号 9 番、近藤好幸委員から欠席の届出がありましたので、
 よろしく願います。

出席委員は、委員総数 24 名中 19 名で過半数に達していますので、
 農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会
 は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、
 私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議 長 異議なしと認め、議席番号 21 番松井耕治委員、同 22 番水野敏久委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、議事に入る前に農地法等に基づく許可案件について、11 日の書類説明会、農業委員による現地調査を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

農地法第 3 条関係は、番号 5 番の所有地で雑草が繁茂していた件について、1 月 24 日に是正を確認しました。番号 10 番の申請地で雑草が繁茂している件について、農地復元は 6 月末までにリース会社からユンボを借りて行うことを確認しました。番号 7 番 8 番の案件について田原市に、番号 10 番について新城市に照会していた経営農地の利用状況は、田原市からは 1 月 12 日に、新城市からは 1 月 17 日にそれぞれ問題なしとして回答が得られました。そのほかについては変更、取下げ等はありません。以上です。よろしく願いいたします。

事務局 はい、議長。転用関係については、11 日の説明会以降、変更や取り下げはありません。

説明会で質疑のあった部分を報告します。資料 1 の 4 ページ 7 番の案件について、転用者は不動産会社なのになぜ資材置き場が必要かとのご質問がありました。転用者は不動産の売買や建築や造園などの設計施工ができる会社で事業としては、中古住宅などを土地ごと購入しリフォームなど行った上で売却するものです。今回の申請は土地に掲示する看板やリフォームで出る木材などの仮置き場として利用する計画です。説明会時に事務局からも不動産業とお伝えしたと思いますが、建築土木業で必要とする資材置き場と考えます。以上です。よろしく願いします。

議 長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を 5 分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間 5 分)

議 長 それでは、5 分経過しましたので、精読時間を終わります。これより議事に入ります。

議 長 続きます、資料1議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から10番の10件を審議します。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第73号、1ページをご覧ください。

番号1番から10番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

続きます、議案第74号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番、2番の2件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第74号、3ページをお願いします。

番号1番、2番の2件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。補足説明は次のとおりです。信用性については、番号1番は完全始末書が添付され是正を行う案件です。周辺農地等に係る営農条件の支障については、2件ともに隣地承諾書の添

付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件です。一時転用については、番号2番が営農型太陽光の期間更新の案件で、3年間の一時転用計画であり、農地復元誓約書の添付があります。詳細につきましては、議案をご覧ください。以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第75号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から17番までの17件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第75号、4ページをお願いします。

番号1番から17番までの17件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり立地基準、一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。補足説明は次のとおりです。信用性については、番号4番は完全始末書が添付され是正を行う案件です。周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番、3番、4番、6番、8番、9番、11番、13番、15番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号2番、5番、7番、10番、12番、14番、16番、17番です。一時転用については、該当ありません。詳細については、議案をご覧ください。以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは、質疑に入ります。

質疑、意見のある方は発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

議長

続きまして、議案第 76 号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

所有権移転の番号 1 番から 3 番の 3 件を一括上程いたします。内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課

はい、議長。議案第 76 号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、12 月 23 日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法 第 18 条農用地利用集積計画の作成の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、3 件 7 筆 3,966 m²でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員
議長 「異議なし」
異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり決しました。
続きまして、議案第 77 号「相続税納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。
番号 1 番の 1 件を上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第 77 号 8 ページをご覧ください。
議案第 77 号は新規に納税猶予を受けるための適格者であることの証明です。特例適用農地における作目等については、備考欄に記載のとおりでした。
この 1 件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認しました。以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長 「進行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。
本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員
議長 「異議なし」
異議なしと認めます。
よって本案はさよう決しました。
続きまして、議案第 78 号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。
番号 1 番の 1 件を上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第 78 号 9 ページをご覧ください。
議案第 78 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。特例適用農地における作目等や農地の状態について

は、備考欄に記載のとおりでした。この1件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

委員 議長 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。
よって本案はさよう決しました。
続きまして議案79号「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。

番号1番から3番までの3件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第79号、10ページをご覧ください。

番号1番から3番の3件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。願出地が、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、要領第4条第1項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第5条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議の程、よろしく願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

続きまして、別添資料 2、議案第 80 号「令和 4 年慶弔費の収支決算について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明いたします。資料 2 の令和 4 年慶弔費収支決算書をご覧ください。

(収入の部、支出の部 読み上げ)

なお、去る 1 月 19 日の運営委員会において監査役でございます小林澄夫委員、松井耕治委員に監査していただき適正に処理されたことを確認していただきました。説明は以上です。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を承認することに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、資料 3、議案第 81 号「豊橋市農業委員会 農地利用最適化推進委員候補者選考委員の互選について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

農地利用最適化推進委員の委嘱に当たっては、今回、推薦を受けた方などを候補者とするため、「豊橋市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要綱」第 10 条第 1 項の規定により、農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を行う必要があります。

従いまして、「豊橋市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱」第3条の規定による選考の委員の選出をお願いするものです。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
互選方法は、いかがいたしましょうか。

日向委員 はい、議長。互選方法については、先例による「指名推薦」の方法を提案します。

議長 ただいま、日向委員から、先例による「指名推薦」の方法が提案されましたが、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、選考委員の互選については、「指名推薦」の方法と決しました。

それでは、ただいまから「豊橋市農業委員互選要綱」第11条の規定に基づく「指名推薦」の方法による互選会の開催のため、総会は暫時休憩といたします。 (午前10時05分休憩)

〈互選会〉

議長 それでは、総会を再開いたします。 (午前10時15分再開)

互選の結果を発表いたします。

豊橋南東部地区、石橋正通委員。

豊橋南部地区、水野敏久委員。

豊橋南西部地区、松井耕治委員。

豊橋中央部地区、中野安男委員。

豊橋西部地区、小林澄夫委員。

豊橋東北部地区、近藤好幸委員。

選考委員については、ただいま発表のとおりを決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。次に報告事項について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。資料1、11ページをお願いします。

報告第1号の番号1番から2番の2件、及び12ページからの報告第2号の番号1番から13ページ13番までの13件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定めら

れた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。次に 14 ページをお願いします。

報告第 3 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、農地所有適格法人からの報告です。この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。いずれも要件を満たしていることを確認し処理しました。次に 15 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 17 ページ 15 番までの 15 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。次に 18 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番の 1 件については、「農作物栽培高度化施設」として農地法に定められた要件を満たした適正な届出と考えますので、3 条 6 番の許可と併せて受理した旨を通知します。次に 19 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番については、農地基本台帳に登載されていない土地について、農地である旨の申告がありました。記載の委員に確認していただき、現況が農地であることを確認しましたので、1 月 24 日付けで農地基本台帳に登載しました。報告は以上です。

議長 以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。（午前 10 時 20 分中断）

＜農地銀行運営委員会議＞

総会を再開いたします。（午前 10 時 22 分再開）

議長 その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

（午前 10 時 25 分終了）

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和5年1月26日

議 長
(会長職務代理者 池田 和浩)

議事録署名者
(21番 松井 耕治 委員)

議事録署名者
(22番 水野 敏久 委員)